

京都コンサートホールロケーション撮影事業 実施要項

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下、「財団」という。）は、指定管理業務以外に京都市と必要に応じて協議を行い、承認を受けたうえで以下の自主事業を実施する。

1 自主事業名称

ロケーション撮影事業

2 事業の内容

京都コンサートホールの施設を活用してのカタログ撮影や企業のPR動画の撮影など、商用撮影を目的とした施設の利用を受け付ける。

3 ロケーション撮影事業の概要

○ 撮影利用可能施設

- ・ 大ホールホワイエ
- ・ アンサンブルホールムラタホワイエ
- ・ エントランス、スロープ、B2地下駐車場

○ 利用区分

- ・ 午前 / 9:00～12:00
- ・ 午後 / 13:00～17:00
- ・ 午前・午後 / 9:00～17:00

※ 利用時間は9:00～17:00までとし、各区分、延長は認めないものとする。

○ 撮影料金

区 分	写真撮影	動画撮影
午前	30,000 円	60,000 円
午後	40,000 円	80,000 円
午前・午後	63,000 円	126,000 円

※ 撮影料金は撮影場所ごとに徴収する。

○ 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

4 利用の条件

映像、又は写真を撮影する者は、撮影希望日の2箇月前から3週間前までに京都コンサートホール（以下「当ホール」という。）に「京都コンサートホール撮影許可申請書」を提出し、撮影許可基準を満たすこと。

5 収入見込

【令和8年度】利用見込件数：4件（写真2件、動画2件）

収入見込年額：360,000円

6 京都市への納付

- ・収入の10%
- ・納入時期は1年間の収入をまとめて翌年度に納入する。

(以 上)